



## ● サロン活動の大原則 ●

ふれあいサロンは、地域に住む高齢者が、誰でも気軽に楽しく参加できる「交流・ふれあいの場」です。地域のふれあいを通じて、**地域住民のつながりづくりや仲間づくり**、**孤立・閉じこもりの防止、介護予防**を目的として活動しています。

また、地域福祉活動に関心のある方などの**地域のボランティア活動の場**としても期待されます。

地域のみんで集まり



人の輪を広げ



公民館などに出かける



## ● サロン活動の様子 ●

令和6年度に訪問させていただいたサロンの様子を一部紹介します♪



### ■ いきいきサロン高城-クリスマスツリー作り-

ちょうどクリスマスシーズンに訪問させていただきました。松ぼっくりを100均の小さい鉢に入れて、それぞれ自由に飾りつけしていきます。最後に全員のツリーを並べ、あまりの出来栄に皆さん写真を撮る手が止まりませんでした！

### ■ ふれあいサロン三日月-ハッピー里ちゃん 人権講話-

ふれあいサロン三日月は、まず健康音頭から始まります！体が温まったところで、人権について自分はどうか？家ではどうか？と周り相談しながら、楽しく話を深めていきました。サロンが楽しみで、開始1時間前にいらっしゃる方もいるそうです♪



### ■ 猪野下ふれあいサロン-軽運動回 (かるく肩と腰をまわす) -

赤組と桃組に分かれビシッとハチマキを巻いて全6競技を競い合いました。座わっての体操でしっかり体を動かして、ボール送り・スポンジ投げ・輪投げ・玉入れ・大豆まめつかみ…最後はお菓子くい競争をしら真剣にたのしみ、話しながら手作りのお弁当を食べる…とても濃厚な2時間半でした🌟

## ●サロン代表者等事務説明会を開催しました●

令和7年2月、市内258サロンの代表者・関係者を対象として、市内を3か所に分けて、サロン代表者等事務説明会を開催しました。また、令和6年度は、校（地）区社協の協力で、校（地）区単位での代表者事務説明会を13校（地）区で開催しました。

会場まで足を運んでくださった皆さま、誠にありがとうございました。



●東大分校区での開催のようす



●脳トレボランティア体験のようす

## ●サロン活動のQ & A●

代表者等事務説明会でいただいたご質問・ご意見の一部を紹介します

### ■領収書について

会場代やエアコン代、講師への謝礼等、領収書が出ない場合はどうしたらよいか。

サロン名義の領収書等がないと、交付金の使途が分からず、払い戻しになる可能性があります。領収書が出ない場合も、以下のような工夫を行い、領収書の作成・保管をお願いします。

#### 例：エアコン代の場合

- ① ノートに「いつ・どのくらい使用して・何円かかったのか」を記録する。（例：4/5 2時間200円）
- ② ノートの記録を証拠書類として、自治会や公民館等から領収書をもらう。※領収書は毎回ではなく、月単位や年単位でまとめても良いです。



### ■繰越金について

活動交付金の繰越は、いくらまで認められるか。

市社協から交付する活動交付金は年度内に全て使い切りをお願いします。サロンの「自主財源」（参加者負担金（参加費）、自治会や校（地）区社協からの助成金等）については、繰越が可能です。

### ■世話人への手当について

サロンを手伝ってくれている人への手当を認めてほしい。

現在の制度上、「活動交付金」から個人への手当を出すことは認められていません。

※サロンの「自主財源」から個人への手当を出すことは可能です。

皆さまからの意見を踏まえ、活動交付金の対象経費については、検討を行っていきます。

サロン運営についてのご相談は、地域福祉課までお問い合わせ下さい。（TEL：547-7418）